



2024年1月31日

各 位

会 社 名 イチカワ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 矢崎孝信
(コード番号 3513 東証スタンダード)
問 合 せ 先 執行役員総務部長 山崎 敦
(TEL. 03-3816-1111)

当社に対する訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、2023年4月7日付「当社に対する控訴の提起に関するお知らせ」にてお知らせいたしました当社の製造・販売する一部製品の製造・販売等の差止と損害賠償を求める訴訟の控訴審に関しまして、2024年1月31日に知的財産高等裁判所にて判決が言い渡されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本判決の言い渡しがあった裁判所及び年月日

- (1) 裁判所名 知的財産高等裁判所
- (2) 判決日 2024年1月31日

2. 控訴した者

- (1) 名 称：ヤマウチ株式会社
- (2) 所 在 地：大阪府枚方市招提田近2-7
- (3) 代表者氏名：代表取締役 山内孝夫

3. 控訴の内容及び経緯

当社が製造・販売している抄紙用ベルトのうちシュープレス用ベルトの一部製品について、ヤマウチ株式会社から、自社の特許権を侵害するとして、当該製品の製造・販売等の差止と損害賠償を求める訴えがなされ、大阪地方裁判所にて審理されておりましたが、2023年1月31日に、①原告の請求をいずれも棄却する、②訴訟費用は原告の負担とするとの判決の言い渡しがありました。

ヤマウチ株式会社が第一審判決を不服として、2023年2月14日に知的財産高等裁判所に控訴したものです。

4. 判決の内容

- (1) 本件控訴を棄却する。
- (2) 控訴人の当審における拡張請求を棄却する。
- (3) 当審における訴訟費用はすべて控訴人の負担とする。

5. 今後の見通し

上記判決は、当社の主張を全面的に認めるものであり、この判決が当社の業績に与える影響等はございません。

今後、開示すべき事項が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上